

湖西市工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖西市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により入札者に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 内訳書の提出を求める案件は、予定価格が130万円を超える工事とする。ただし、見積依頼通知で提出を求めないこととした工事は除くものとする。

(対象工事である旨の周知)

第3条 入札公告、指名通知、見積依頼通知等（以下「入札公告等」という。）により内訳書の提出を求める案件である旨の周知をするものとする。

(内訳及び様式)

第4条 内訳書の内訳及び様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 内容 入札価格の内訳を表示したもの
 - (2) 様式 工事費内訳書（様式第1号）又は発注担当課で指定する様式
- 2 前項第1号に掲げる事項（内訳書の内訳項目をいう。）については、原則として対象工事の特性に応じて指定するものとする。

(提出時期)

第5条 内訳書の提出は、初度入札（随意契約に付す案件にあつては、初度見積）の際に求めるものとする。

- 2 内訳書の提出は、入札書の提出と同時に行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、湖西市契約規則第14条の2に規定する電子入札によるものに対して、湖西市電子入札運用基準の規定により紙入札で参加する場合にあつては、同基準に定めるところにより内訳書の提出を行うものとする。

(内訳書の確認)

第6条 内訳書を確認するための開封は、「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」（平成26年12月25日付け総行第273号・国土入企第22号）により、入札書及び内訳書の提出期限後に行うものとする。

- 2 内訳書の確認対象は、原則として、提出された内訳書の全てとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、湖西市制限付一般競争入札実施要領第2条に規定する事後審査型入札による場合であつて、初度入札において落札候補者が決定するときは、

落札候補者の内訳書のみを確認対象とすることができる。

(内訳書及び入札の取扱い)

第7条 内訳書及び入札の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 内訳書が別表中のいずれかに該当する場合には、湖西市建設工事競争契約入札心得第13条第1項の規定により、内訳書が未提出又は内訳書の内容が不適当であるとして当該入札者の入札を無効とする。
- (2) 内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (3) 内訳書は返却しない。
- (4) 内訳書が別表中のいずれかに該当する場合であっても、入札参加者の責に帰すことが明白な場合以外は、発注者はあらためて内訳書の提出を求めることができる。
- (5) 内訳書の誤字、脱字等の軽微な不備がある場合は、不適当であるとしない。
- (6) 内訳書の確認によって、次の各号に該当する場合は、談合の疑義があるものとして湖西市談合情報対応マニュアルにより対応する。
 - ア 他の入札者の内訳書が添付されたもの
 - イ 手書きで筆跡が同一と判断されるもの
 - ウ その他談合が推測される記載・入札等があるもの

附 則 (平成27年3月31日制定)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領の施行の際、現に入札公告等が行われている案件については、この要領は適用しない。

附 則 (平成28年3月24日改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日改正)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日改正)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

		内 容	例 示
1 記載すべき事項に誤りがある場合	ア	住所、商号又は名称に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の住所が入札書の住所と著しく異なる場合 ・内訳書の商号が入札書の商号と著しく異なる場合 ※ 住所、商号等に軽微な誤字、脱字がある場合は除く
	イ	工事名に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の工事名が入札書の工事名と著しくことなる場合 ※ 工事名に軽微な誤字、脱字がある場合は除く
	ウ	内訳書の合計金額が入札価格と異なる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の合計金額（工事価格）が入札価格と異なる場合
	エ	記載すべき内訳項目が不足している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の内訳項目をあらかじめ指定している場合において、指定した内訳項目と一致しない場合 ・値引き等の項目で金額調整している場合 ・直接工事費の内訳項目をあらかじめ指定していない場合において、直接工事費の内訳が明示されておらず、直接工事費の内訳項目が1種類しか表示されていない場合 ※ 内訳項目の表示が1種類でもやむを得ないと認められる場合にあつては、入札公告等であらかじめ周知する
	オ	内訳書の各内訳価格に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の中に計算間違いがある場合 ※ 合計の不一致が軽微な端数処理程度の場合を除く
2 未提出であると認められる場合	ア	内訳書の重要な事項（商号又は名称、工事名、工事箇所、内訳項目及び金額等）の全部又は一部の記載がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・商号又は名称の記載がない場合 ・工事名又は工事箇所の記載が無い場合 ・内訳項目や金額等の全部又は一部の記載が無いことにより、入札書と同一性が判断できない場合
	イ	内訳書とは無関係な書類である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類が白紙の場合
	ウ	他の工事の内訳書である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された内訳書が別工事の内訳書である場合
	エ	白紙である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類が白紙の場合
	オ	内訳書様式が指定と異なる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の様式の場合
	カ	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書が全く提出されていない場合 ・内訳書の一部が欠落している場合 ・内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されていない場合
	キ	内訳書が特定できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
ク	内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書のファイルが破損しており確認ができない場合 （上記の際入札者の責に帰さない場合であらためて内訳書の提出を求めたが提出のない場合を含む。）	

